

多賀城市長 菊地 健次郎 殿

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第18条第1項に基づく諮問について（答申）

平成26年1月17日付け総務第2540号による諮問について、以下のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

多賀城市長（以下「実施機関」という。）の平成25年11月1日付け市公第854号による公文書部分開示決定に係る非開示部分のうち、平成26年1月17日付け市公第1079号で公文書部分開示決定変更を行った部分以外の部分については、次のとおりとすることが相当である。

- (1) 第2回多賀城市文化交流拠点創造プロジェクト推進委員会資料のうち、平成25年7月25日の多賀城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）職員による佐賀県武雄市図書館視察時の報告書中、武雄市職員との質疑応答記録の部分  
別表に掲げる部分については、多賀城市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第5号を適用し非開示とし、その余の部分については開示とする。
- (2) 第3回多賀城市文化交流拠点創造プロジェクト推進委員会資料のうち、多賀城市中央二丁目地内の公図写中、地権者等の情報の部分  
条例第7条第3号イを適用し、非開示とする。
- (3) 上記(1)及び(2)以外の部分  
開示とする。

## 2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、平成25年10月21日に条例に基づき、実施機関に対し、新図書館移転に関する全ての文書を公開するよう請求した。
- (2) これに対し、実施機関は、多賀城市文化交流拠点創造プロジェクト推進委員会（以下「推進委員会」という。）に係る報告書及び資料が請求対象文書に該当するとして、当該資料のうち、次に掲げる部分を条例第7条第2号又は第6号に規定する非開示情報とし、その余の部分については開示する決定（以下「公文書部分開示決定」という。）を平成25年11月1日に行った。
  - ア 第2回推進委員会資料のうち、平成25年7月25日の教育委員会職員による佐賀県武雄市図書館視察時の報告書中、武雄市職員との質疑応答記録の部分
  - イ 第2回推進委員会資料のうち、第2次多賀城市立図書館基本計画（案）中、第3章以降の部分

ウ 第3回推進委員会資料のうち、多賀城市中央二丁目地内の公図写中、地権者等の情報の部分

エ 第4回推進委員会資料のうち、JR仙石線多賀城駅高架下の利用状況に係る図面中、事業スペース内外の出店予定内容の部分

オ 第5回推進委員会資料のうち、多賀城駅北地区市街地再開発事業における複合ビルの設計図面(案)の部分

- (3) 公文書部分開示決定に対し、不服申立人は、平成26年1月6日付けで異議申立てを行った。
- (4) 実施機関は、上記(2)イの部分の全部を開示することとする公文書部分開示変更決定を平成26年1月17日に行った。
- (5) 実施機関は、平成26年1月17日付け総務第2540号により、本件不服申立てに係る公文書部分開示決定の相当性について、当審査会に諮問した。
- (6) 当審査会は、本件諮問に対し、平成26年1月21日、同年3月12日、同年5月13日、同年7月15日及び同年8月7日に会議を開催し、実施機関の職員からの意見陳述を受けるとともに、実施機関から提出された意見書、本件諮問書、公文書開示請求書、公文書部分開示決定通知書、異議申立書その他の参考資料に基づき検討を行った。
- (7) 上記検討に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

### 3 不服申立人の主張

不服申立人は、異議申立書において、おおむね次のように主張している。

- (1) 条例第7条第2号又は第6号に該当する公文書の一部について開示を行わないとしているが、どの部分が第2号に該当し、又は第6号に該当するのかの説明がないため、非開示の理由が判断できない。
- (2) 第2回推進委員会資料のうち、平成25年7月25日の教育委員会職員による佐賀県武雄市図書館視察時の報告書中、武雄市職員との質疑応答記録の部分を開示していないが、当該部分は推進委員会における意思決定に影響を与える内容であり、条例第7条第2号又は第6号のいずれを考慮しても、全面的に非開示とすることは不当である。
- (3) 同資料のうち、公表されている「第2次多賀城市立図書館基本計画」及び「多賀城市立図書館移転計画」の案を開示していないが、条例の趣旨に鑑みれば、意思決定のプロセスを開示することこそがその趣旨にのっとったものであり、個別具体的な「当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれ」を指摘せずに非開示とすることはできない。
- (4) 以上のとおり、本件公文書部分開示決定は、条例の適用を誤った不当なものであるため、非開示部分の開示を求める。

### 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 第2回推進委員会資料のうち、平成25年7月25日の教育委員会職員による佐賀県武雄市図書館視察時の報告書中、武雄市職員との質疑応答記録の部分  
ア 当該部分は、武雄市図書館を視察した教育委員会の職員の質問等に対して、対応した武

雄市職員（下記5(1)において「説明者」という。）が参考情報として述べた内容を記録したものである。

イ その内容は、公にされることを前提として述べられたものではないため、これを公にすることは、今後の同市との自由かつ率直な意見交換が阻害されることとなり、今後の図書館移転事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあると判断し、条例第7条第6号の規定により非開示としたものである。

(2) 第2回推進委員会資料のうち、第2次多賀城市立図書館基本計画（案）中、第3章以降の部分

ア 当該資料は、教育委員会において検討中であった第2次多賀城市立図書館基本計画の検討案であり、教育委員会との協議の上、平成25年11月1日の時点での公開は、今後の図書館移転事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあると判断し、条例第7条第6号の規定により非開示としたものである。

イ なお、当該資料については、当該異議申立てを受けた際に、平成25年11月1日付け公文書部分開示決定の相当性について再度教育委員会と確認したところ、当該基本計画案の非開示部分については、開示しても今後の図書館移転事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあるものではなかったことが確認された。よって、審査会の審査を経ることなく速やかに開示すべきものと判断し、当該資料の全部を開示することとする公文書部分開示変更決定を平成26年1月17日に行い、不服申立人に通知しているものである。

ウ また、その際、不服申立人が異議申立書において、どの部分が条例第7条第2号に該当し、どの部分が同条第6号に該当するのかの説明がないため非開示の理由が判断できない旨の主張をしていたことから、上記(1)並びに下記(3)、(4)及び(5)に掲げる非開示部分について、それぞれに掲げる理由により非開示とした旨を通知しているものである。

(3) 第3回推進委員会資料のうち、多賀城市中央二丁目地内の公図写中、地権者等の情報の部分

ア 当該資料は、旧長崎屋跡地開発の進捗状況に関する資料として配布されたものであるが、再開発事業地内の地権者の個人・法人名等が記載されていたことから、条例第7条第2号の規定により当該部分を非開示としたものである。

イ なお、当該資料は、推進委員会用の資料として私企業から提供を受けたものであるが、その提供に際しては、過去に同様の資料が公開されたことにより争いが生じたことがあることから、不要な争いを避けるために当該部分を一般に開示しないよう、要請を受けているものである。

(4) 第4回推進委員会資料のうち、JR仙石線多賀城駅高架下の利用状況に係る図面中、事業スペース内外の出店予定内容の部分

ア 当該資料は、JR仙石線多賀城駅高架下の事業スペースの利用状況について説明する資料であるが、平成25年11月1日公文書部分開示の決定時点においては、出店予定者が確定していなかった。多賀城駅高架下への商業施設出店に係る事業は、全ての出店予定者が確定するまでその情報は秘密として取り扱うことを前提に、駅の設置者である東日本旅客鉄道株式会社と協議しながら進めていたものである。よって、これを公にすることは、東日本旅客鉄道株式会社に不利益を与え、また、今後の当該事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあると判断し、条例第7条第6号の規定により非開示としたものである。

イ なお、当該資料については、ＪＲ仙石線多賀城駅新駅舎の開設後、時間が経過したことに伴い、同号に規定する非開示情報には該当しないものとなったことから、当該資料の全部を開示することができる状態となっているものである。

(5) 第５回推進委員会資料のうち、多賀城駅北地区市街地再開発事業における複合ビルの設計図面（案）の部分

ア 当該資料は、ＪＲ仙石線多賀城駅北地区再開発事業に伴い建設が予定されている複合ビルの設計図面案である。当該建物の建設主体及び当該図面の作成者は、多賀城市ではなく、多賀城駅北開発株式会社（以下「再開発会社」という。）であり、当該図面は、推進委員会において再開発ビル建設事業及び図書館移転事業に関する取組状況、計画概要、今後のスケジュールなどの説明・検討を行う目的で、再開発会社から写しの提供を受けたものである。当該資料は、平成２５年１１月１日公文書部分開示の決定時点においては検討段階であったものであり、開示については当該再開発事業に係る図面等の縦覧期間の開始を待つ必要があると考えていた。

イ よって、これを公にすることは、再開発会社に不利益を与え、また、市民に無用の誤解を与えるおそれがあると認められ、今後の当該事業に係る意思形成に支障が生ずると判断し、条例第７条第６号の規定により非開示としたものである。

ウ なお、当該資料については、当該再開発事業に係る図面等の縦覧を平成２６年２月１８日から同年３月３日まで行ったことにより、同号に規定する非開示情報には該当しないものとなったことから、当該資料の全部を開示することができる状態となっているものである。

## ５ 当審査会の判断

(1) 第２回推進委員会資料のうち、平成２５年７月２５日教育委員会職員による佐賀県武雄市図書館視察時の報告書中、武雄市職員との質疑応答記録の部分

ア 当該部分の内容を確認したところ、上記４(1)イにおいて実施機関が主張するとおり、説明者が公にされることを前提として述べたものではないと思料される情報が多数含まれていることが認められた。

イ これらの情報を公にすることは、今後の武雄市との自由かつ率直な意見交換の阻害を招き、ひいては今後の図書館移転事業に係る意思形成に支障を生ずるおそれがあるとする実施機関の主張は首肯できる。ただし、同市との自由かつ率直な意見交換が阻害されるのは、それらの情報を公にすることにより、同市との協力関係又は信頼関係が損なわれるからであり、意見交換が阻害され、その後の意思形成に支障が生ずるのはその結果によるものと考えれば、非開示とすべき理由には、条例第７条第６号ではなく、より直接的な理由である同条第５号を適用することが妥当であると思料する。

ウ なお、当該部分について、説明者が、ある部分は公にされないことを前提として述べ、またある部分は公にされることを前提として述べる、ということは通常考えられないことから、説明者はその全部について、公にされないことを前提として述べたものと思料される。しかし、当該部分には、開示しても武雄市との信頼関係を損ねることにはならないと認められる情報も含まれていることが確認されたことから、そのような情報については、非開示とすべき部分に影響しない限りにおいて開示すべきものと判断する。

エ そこで、当審査会は、当該部分において、説明者が公にされることを前提として述べたものではないものかどうかということについて、以下の3点を判断基準として設定し、3点のいずれかに該当する情報については説明者が公にされることを前提として述べたものではなく、これを公にすることによって武雄市との信頼関係を損ねる非開示情報であると判断することとして、全52の質疑応答内容について審理を行った。

(ア) 正確性が欠如しているもの

金額、見通し、経過等について正確性に欠けるもの、大雑把な説明等を行っているものについては、説明者が公にされないことを前提として説明したものと解することができ、その内容をそのまま文書化して公にすることは、明らかに説明者の予想を超えた利用になると考えられるため、非開示とすることが妥当である。

(イ) 説明者の個人的見解であるもの

説明者の個人的見解であるものについては、外部には出ないことを前提にしたものであると考えられるため、非開示とすることが妥当である。

(ウ) 第三者との交渉内容に関するもの

契約締結に至る事情、交渉経過、交渉の条件内容等、民間企業等との契約に関するものについては、公になることにより当該民間企業等の目に触れることを説明者が望まないことを明示しているものだけでなく、そのような事実を含む説明になっているものについても同様に開示しないことが必要と考えられるため、非開示とすることが妥当である。

オ その審理の結果、当該質疑応答記録における部分開示については、別表のとおり行うことが妥当であると判断した。

(2) 第2回推進委員会資料のうち、第2次多賀城市立図書館基本計画(案)中、第3章以降の部分

当該部分については、上記4(2)イに記載のとおり、本件諮問がなされる前に実施機関が不服申立人に対し全部を開示する決定を行っていることから、審査不要と判断する。

(3) 第3回推進委員会資料のうち、多賀城市中央二丁目地内の公図写中、地権者等の情報の部分

ア 当該部分には、土地の所有者である個人の氏名及び法人の名称が記載されており、これらが条例第7条第2号に規定する非開示情報に該当する旨、実施機関は主張する。

イ 個人の氏名については、通常であれば確かに、同号において非開示情報として規定する「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。 )であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当するところである。しかし、当該個人の氏名は土地の所有者のものであり、土地の所有者の氏名は土地の登記簿により一般に公開されていることから、当該個人の氏名は、非開示情報から除外する情報として同号アに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため、同号に規定する非開示情報には該当しない。

ウ また、法人の名称については、同号に規定する非開示情報は、個人に関する情報をその適用範囲とするものであり、法人に関する情報には適用されないため、同号に規定する非開示情報には該当しない。

エ 以上のように、当該部分は、いずれも条例第7条第2号に規定する非開示情報には該当しないが、上記4(3)イに記載のとおり、当該公図写を作成した私企業から、その提供を受ける際に一般に開示しないよう要請を受けていると実施機関が主張する部分でもあるため、条例第7条第3号の該当性について検討する。

オ 当該部分について、当該公図写を作成した私企業から、その提供を受ける際に一般に開示しないよう要請を受けているとの実施機関の主張については、特段、不自然な点は感じられない。また、上記4(3)イに記載されている、当該私企業が当該部分について公にしないことを要請する理由も妥当であると考えられることから、当該部分は、条例第7条第3号イに規定する「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、」「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当すると認められる。

カ 以上のことから、当該部分については、同号イに規定する非開示情報として非開示とすることが相当である。

- (4) 第4回推進委員会資料のうち、JR仙石線多賀城駅高架下の利用状況に係る図面中、事業スペース内外の出店予定内容の部分

当該部分については、上記4(4)イに記載のとおり、当審査会における審査中に当該資料の全部を開示できる状態となっているが、このように、開示すべきとの不服申立てを受けている非開示部分が、時間の経過等により非開示情報に該当しないものとなった場合には、当審査会の判断を待つことなく速やかに開示すべきものと思料するものであり、審査不要と判断する。

- (5) 第5回推進委員会資料のうち、多賀城駅北地区市街地再開発事業における複合ビルの設計図面(案)の部分

当該部分については、上記4(5)に記載のとおり、当審査会における審査中に当該資料の全部を開示できる状態となっているが、このように、開示すべきとの不服申立てを受けている非開示部分が、時間の経過等により非開示情報に該当しないものとなった場合には、当審査会の判断を待つことなく速やかに開示すべきものと思料するものであり、審査不要と判断する。

- (6) よって、前記1記載のとおり、答申する。

以上

## 別表

設問番号	非開示とする理由	非開示とすべき箇所
1	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
2	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
3	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
5	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
6	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
7	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
8	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
9	説明者の個人的見解であるもの	回答の10行目以降
12	説明者の個人的見解であるもの	回答の1行15文字目以降
13	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
14	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
15	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
16	説明者の個人的見解であるもの	回答の2行20文字目以降
17	正確性が欠如しているもの	回答の全文
18	正確性が欠如しているもの	回答の全文
19	説明者の個人的見解であるもの	回答の9行5文字目以降
23	第三者との交渉内容に関するもの	回答の2行27文字目以降
25	第三者との交渉内容に関するもの	質問、回答の全文
31	説明者の個人的見解であるもの	回答の4行目
35	第三者との交渉内容に関するもの	回答の6行目以降
36	説明者の個人的見解であるもの	回答の1行1文字目から3行7文字目まで
37	説明者の個人的見解であるもの	回答の16行31文字目以降
40	第三者との交渉内容に関するもの	質問、回答の全文
41	第三者との交渉内容に関するもの	質問、回答の全文
42	第三者との交渉内容に関するもの	質問、回答の全文
43	説明者の個人的見解であるもの	回答の4行目以降
44	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
48	説明者の個人的見解であるもの	回答の4行目以降
50	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
51	正確性が欠如しているもの	回答の1行6文字目から2行10文字目まで